

令和元年（2019年）7月5日

第1回宝塚市総合計画審議会

総合計画について

宝塚市まちづくり基本条例

◆ 平成13年（2001年）制定

◆ 目的（第1条）

この条例は、本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民と市の協働のまちづくりを推進するための基本的な原則を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。

◆ まちづくりの基本理念（第2条）

まちづくりは、主権者である市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担しながら、相互に補完し、及び協力して進めること（以下「協働」という。）を基本とし、次に掲げるまちづくりを推進するものとする。

- (1) すべての市民が健康で安心して暮らせ、災害に強く安全でいつまでも快適に住み続けることができる、安全で安心して暮らせるまちづくり
- (2) 次代を担う子ども達が夢と希望を抱き、健やかに成長し、そして、すべての市民の人権が尊重され、文化の薫り高い、心豊かなまちづくり
- (3) 豊かな自然環境と歴史・文化の息づく都市の景観が美しく調和し、花や緑があふれ、環境にやさしい、個性と魅力のあるまちづくり
- (4) 人と人、人と社会のつながりが強く、また、地域活動が活発な、にぎわいと活力に満ちたまちづくり

◆ 総合計画（第14条第1項）

市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を、まちづくりの基本理念にのっとり策定するものとする。

宝塚市総合計画

最も大切な計画

◆ 総合計画とは

総合的、計画的にまちづくりを進めるための指針であり、
最上位の計画として位置付けられるもの



分野別計画は総合計画に即して策定

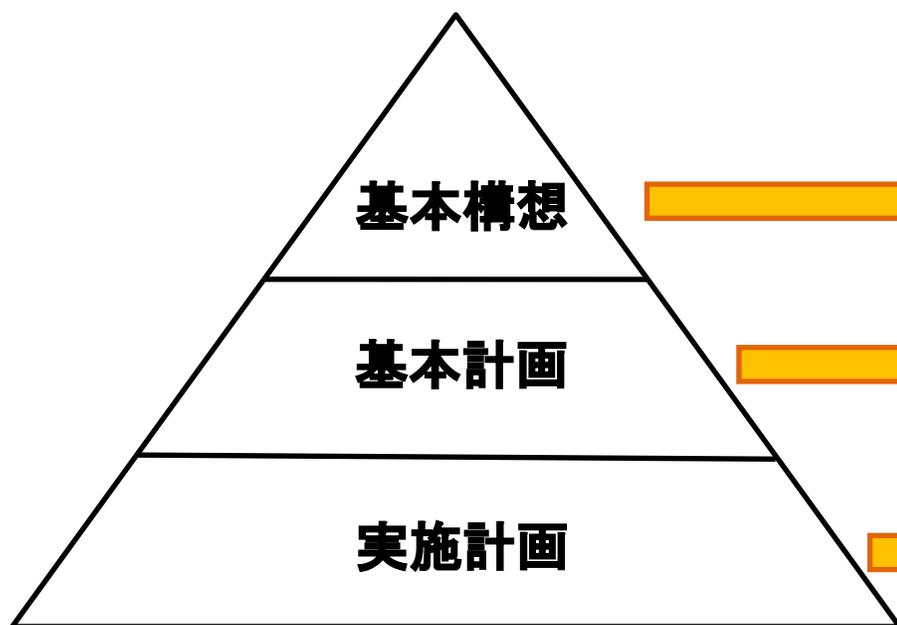
※分野別計画とは

環境や福祉、教育などの各分野における具体的な方針や取組等を取りまとめた計画

例) 環境基本計画、都市計画マスタープラン、地域福祉計画、次世代育成支援行動計画、
教育振興基本計画など

第5次宝塚市総合計画

〔平成23年度（2011年度）～令和2年度（2020年度）〕



主 な 内 容	期 間
将来の市のあるべき姿 ・ 将来都市像 ・ 6つの基本目標	10年
基本構想を実現するためにやるべきこと ・ 38の施策、115の施策展開の方針 施策：防犯・交通安全、高齢者福祉ほか	5年
重点的に取り組む事業など	3年 (毎年見直し)

将来都市像

「市民の力が輝く 共生のまち 宝塚」

～住み続けたい、関わり続けたい、訪れてみたいまちをめざして～

第5次総合計画の体系

〔6つの基本目標と38の施策〕

1 これからの都市経営

～「新しい公共」の領域が広がり、地域活動が活発なまちづくり～

- ①市民自治 ②市民と行政との協働 ③開かれた市政
- ④情報化 ⑤危機管理 ⑥行財政運営

2 安全・都市基盤

～災害に強く、安全でいつまでも快適に住み続けることができるまちづくり～

- ①防災・消防 ②防犯・交通安全 ③土地利用 ④市街地・北部整備
- ⑤住宅・住環境 ⑥道路・交通 ⑦河川・水辺空間 ⑧上下水道

3 健康・福祉

～すべての市民が健康で安心して暮らせる、人にやさしいまちづくり～

- ①地域福祉 ②健康 ③保健・医療 ④高齢者福祉 ⑤障がい者福祉
- ⑥社会保障

4 教育・子ども・人権

～子どもたちが健やかに成長し、そして、すべての人々の人権が尊重される心豊かなまちづくり～

- ①人権・同和 ②男女共同参画 ③児童福祉 ④青少年育成 ⑤学校教育
- ⑥社会教育 ⑦スポーツ

5 環境

～都市の景観が美しく調和し、花や緑に包まれた、環境にやさしいまちづくり～

- ①都市景観 ②緑化・公園 ③環境保全 ④循環型社会 ⑤都市美化・環境衛生

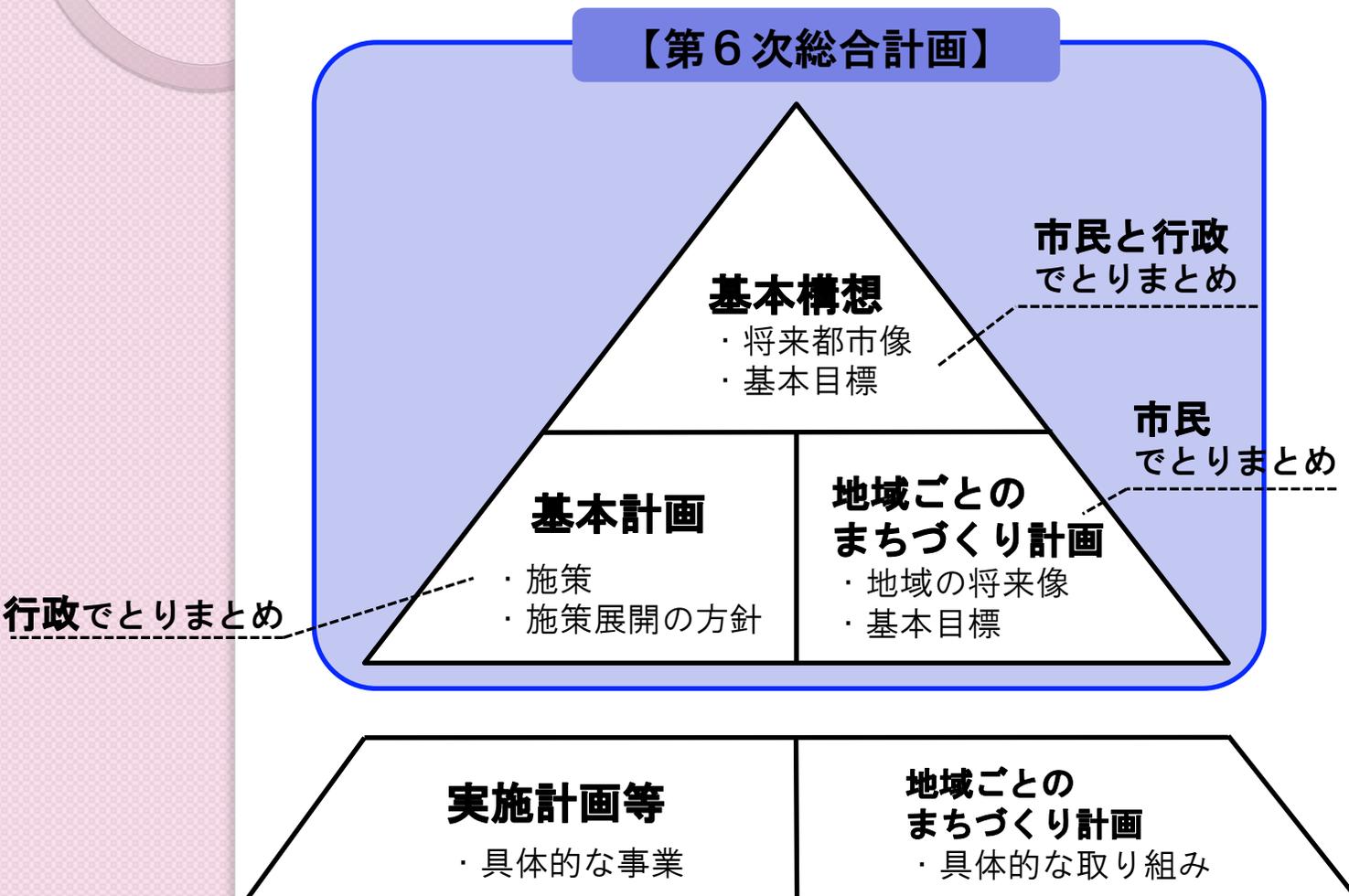
6 観光・文化・産業

～個性と魅力にあふれ、文化の薫り高く、にぎわいと活力に満ちたまちづくり～

- ①観光 ②商業・サービス業・工業 ③農業 ④雇用・勤労者福祉
- ⑤消費生活 ⑥文化・国際交流

第6次宝塚市総合計画（策定方針）

〔令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）〕



構成	位置付け	期間
基本構想	市民と行政が共有する 長期的な将来ビジョン	10年
基本計画	基本構想を実現するための 行政がとりまとめる計画	10年 (必要に応じて 見直し)
地域ごとの まちづくり 計画	基本構想を実現するための 市民がとりまとめる計画	10年

第6次宝塚市総合計画（策定方針）

◆ 計画策定にかかる基本姿勢

以下の基本姿勢により「基本構想」及び「基本計画」の策定にあたります。

- (1) 市民との協働による計画づくり
- (2) 地方創生の実現に向けた計画づくり
- (3) 「お互いさま」があふれるまちの実現に向けた計画づくり
- (4) 分かりやすい計画づくり
- (5) 実効性のある計画づくり
- (6) 重点施策を意識したメリハリある計画づくり
- (7) 成果を評価しやすい計画づくり

第6次宝塚市総合計画（策定方針）

◆ 計画策定の手法

構成	基本的な考え方
基本構想	<p>【市民と行政でとりまとめ】 市民ワークショップ提言書などを基に、市民と行政の協働作業により策定します （審議会では、最初に市から基本構想案を示しません。）</p>
基本計画	<p>【行政でとりまとめ】 各分野の審議会等の議論を経て策定した（する）分野別計画等を踏まえ策定します （審議会では、最初に市から基本計画案を示します。）</p>
地域ごとのまちづくり計画	<p>【市民でとりまとめ】 市職員が地域に出向き、対話を重ねながら、各まちづくり協議会で策定されます</p>

※基本構想・基本計画と地域ごとのまちづくり計画との整合を図ります。

第6次宝塚市総合計画（策定方針）

◆ 市民との協働による計画づくり（全体像）

第6次宝塚市総合計画

「基本構想」・「基本計画」

市民意識調査

6,000人を対象に実施。
アンケート調査結果を計画策定に活用。
【平成30年11月実施】

市民ワークショップ

本市の将来像等について意見をとりまとめ、市に提出。
意見をもとに総合計画審議会で「基本構想（案）」について審議。関心のある市民の方は、ワークショップの参加への応募が可能。
【平成31年2月～10月頃予定】

総合計画審議会

「基本構想（案）」「基本計画（案）」について審議。審議会は、知識経験者や関係団体、地域の関係者のほか、市民ワークショップ参加者の中からも参加予定。
【令和元年7月～令和2年9月頃予定】

パブリック・コメント

構想・計画（案）について、意見や提案を募集。
【令和2年6月～7月頃予定】

「地域ごとのまちづくり計画」

まちづくり協議会

地域（おおむね小学校区）の将来像・目標・具体的な取り組みをとりまとめ。地域で暮らす様々な人が意見や思いを出し合う場・機会がつけられる。
【平成30年度～令和元年度予定】

分野別計画

各種審議会

福祉や環境などの各分野における計画案について、市民や知識経験者、関係団体等で構成される審議会で審議。各分野に関心のある市民の方は、市民公募委員への応募が可能。
【随時】

パブリック・コメント

計画（案）について、意見や提案を募集。
【随時】